

II. 事業評価個表

番号	交付金事業の名称		
1	広報・調査等事業		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名	御前崎市		
交付金事業実施場所	御前崎市ほか14件		
交付金事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事業 原子力発電所が立地している自治体や関係機関との意見交換、原子力発電所に関する情報収集を通じて連携を図りました。また、市職員が原子力関連施設等を視察することにより、原子力発電に関する正しい知識を習得し、市民に対し正しい情報提供を図ることができました。 ・広報事業 市広報紙への掲載、原子力の理解促進動画作成、市民会議の開催により原子力発電に関する正しい知識の習得・啓発を通して、市民の原子力発電に関する理解促進を図りました。 ・連絡調整事業 国や県、全国の原子力発電所が立地する市町村や近隣市町等と情報の収集及び共有を図りました。 		
総事業費	12,940,629	交付金充当額	12,940,629
		うち文部科学省分	0
		うち経済産業省分	12,940,629
交付金事業の成果目標	原子力発電に関する視察・見学会の開催、市民会議の開催、及び環境放射能測定結果の広報誌等への掲載を通じて、市民に対して原子力発電所に関する知識の普及・啓発を行います。		
交付金事業の成果指標	視察・見学会などの参加者を対象としたアンケートにおいて、視察内容を60%以上理解できたと回答した人の割合 88%		
交付金事業の成果及び評価	<p>視察・見学会への参加者が令和5年度は362人でした。アンケートにより視察内容を60%以上理解できたと回答した人の割合は86%となり、成果指標を下回りました。今後は説明内容の見直し等の改善をおこないます。</p> <p>原子力の理解促進動画を作成し、市のホームページやエネルギーポータルサイトで公開しました。市内小学生を対象にエネルギー出前講座を実施しているので、当講座で視聴する等原子力に関する知識の普及に使っていきます。また、市民会議には14名の市民が参加し、カーボンニュートラル達成における原子力発電の役割を学ぶことができました。</p> <p>国や県、全国の原子力発電所立地市町村等との情報交換や各種協議会への出席を通じ、原子力発電に関する情報の共有を図ることができました。</p>		
交付金事業の契約の概要			
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方
	「調査事業」 国内調査 (旅費)		市職員
	「調査事業」 研修 (原子力研修負担金)		日本原子力文化財団
	「調査事業」 情報収集整理	随意契約 (少額)	(有) 岡村新聞店ほか
			3,739,066
			8,000
			330,260

(新聞購入費)				
「調査事業」 負担金			日本原子力産業協会ほか	997,000
「広報事業」 新聞雑誌等広報 (市広報誌)	指名競争入札	(株)松本印刷		78,485
「広報事業」 新聞雑誌等広報 (市広報誌掲載データ 作成業務)	随意契約 (少額)	(株)ステップ		494,846
「広報事業」 パンフレット等広報 (広報車ガソリン代)	随意契約 (少額)	(株)野川商店ほか		57,169
「広報事業」 パンフレット等広報 (広報車車検代)	随意契約 (少額)	(有) 斉田商会		224,956
「広報事業」 インターネット広報 (動画制作業務)	指名競争入札	(株)静鉄アド・パートナーズ		451,000
「広報事業」 懇談会 (市民会議運營業務)	随意契約 (少額)	(株)フェイス		457,398
「広報事業」 展示事業 (測定器点検校正)	随意契約 (特命)	公益財団法人放射線計測協会		131,670
「広報事業」 見学会 (旅費)		町内会長ほか		5,037,765
「連絡調整事業」 県外旅費		市職員		787,230
「連絡調整事業」 郵送料 (測定器点検校正に係 る郵送代)	随意契約 (特命)	公益財団法人放射線計測協会		5,892
「連絡調整事業」 資料制作費 (コピー代)	随意契約 (少額)	富士フイルムビジネスイノベ ーションジャパン(株)		138,721
「連絡調整事業」 雑費 (消耗品代)		ホームプラザサフコ		1,171
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無				
無				

(備考) (1) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(2) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(3) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(4) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(5) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者 機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。